

令和2年2月21日

報道関係者 各位

(照会先)  
 全国健康保険協会奈良支部  
 企画総務グループ 山田・堀河  
 電話：0742-30-3702 (直通)

## ジェネリック医薬品使用促進に向けた取り組みを強化します ～奈良県の使用割合－全国ワースト3位～

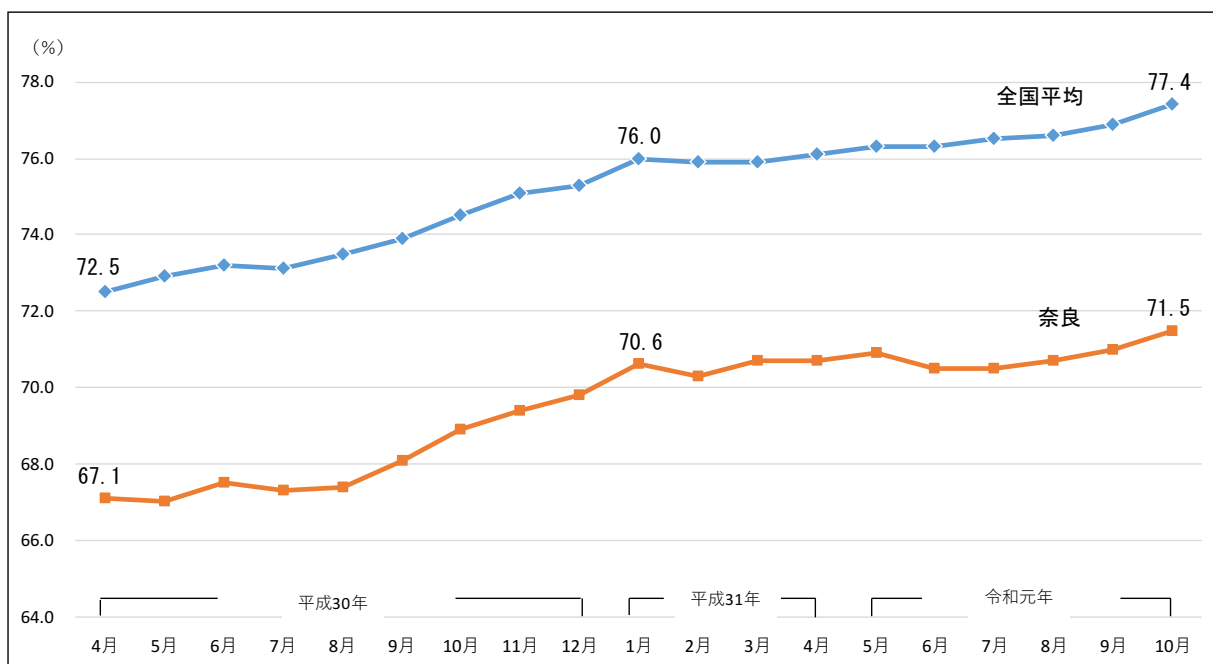
協会けんぽ奈良支部では、ジェネリック医薬品使用促進に向けた緊急対策として、①県内医療機関・保険薬局への訪問による要請、②広報の強化、③ジェネリック医薬品軽減額通知サービス(以下「軽減額通知」と言う)の対象者の拡大を実施します。

### 《1. 緊急対策を行う背景》

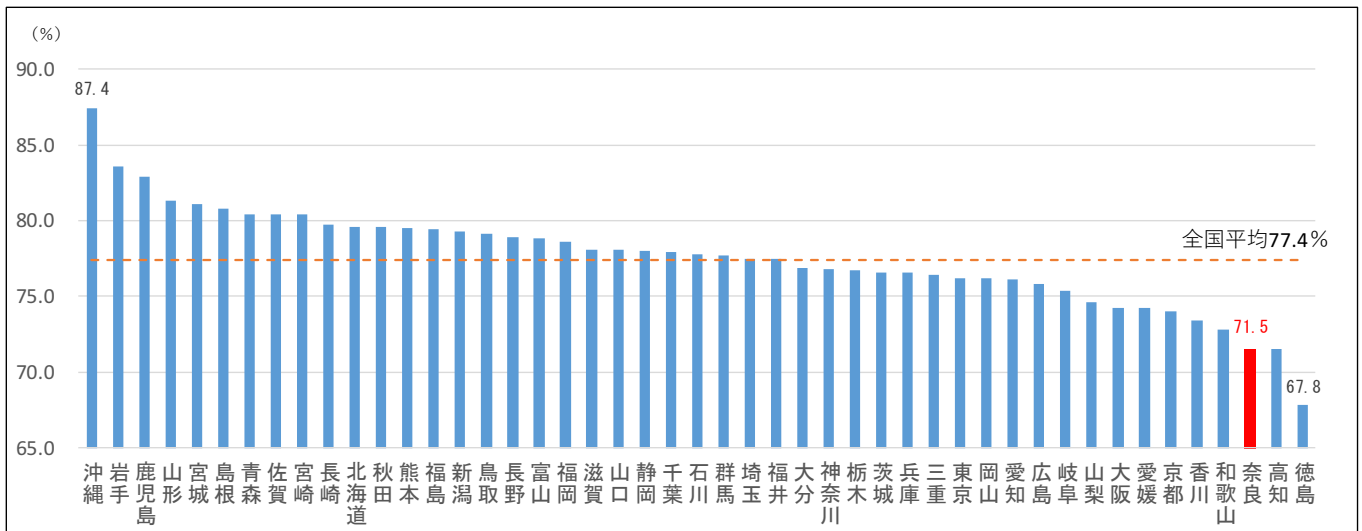
協会けんぽ全体におけるジェネリック医薬品の使用割合(全国平均)は、平成31年(2019年)1月診療分は76.0%、令和元年(2019年)10月診療分は77.4%と、月平均伸び幅約0.1ポイントと低迷しており、国で定められた目標である「令和2年9月時点での使用割合80%」について、協会けんぽ全体としての達成が困難となる見込みとなっています。(図1)

また、奈良支部の使用割合については、全国45位(ワースト3位)と他県に比べてかなり低迷している状況です。(図2)

《図1:平成30年4月以降のジェネリック医薬品使用割合(全国平均と奈良支部)》



《図 2:ジェネリック医薬品使用割合の全国比較(令和元年 10 月診療分)》



## 《2. 緊急対策の取り組み》

### ① 県内医療機関・保険薬局への訪問による要請

協会けんぽでは、加入者のレセプトを分析することにより、個別の医療機関・保険薬局ごとに、ジェネリック医薬品の使用割合に特に寄与する医薬品の処方状況等の情報提供を行っております。

この分析結果の情報提供について、これまでは主に郵送によりご案内を行ってまいりましたが、今後はジェネリック医薬品の使用割合が低い医療機関・保険薬局を積極的に訪問し情報提供を行ってまいります。また、情報提供と併せて各医療機関・保険薬局に対し、特別な事情がない場合はできる限りジェネリック医薬品を使用していただくようお願いしていきます。

### ② 広報の強化

県民に対し、広くジェネリック医薬品を知っていただくため、以下の広報を実施しています。今後は、より広くジェネリック医薬品を知っていただくために、その他の広報も検討していきます。

(現在実施中の広報)

- ① ジェネリック医薬品普及啓発ポスター(図3)の作成と加入事業所等への配布
- ② 奈良交通バスの車体ラッピング広告と車内デジタルサイネージ広告
- ③ Facebook、Instagram等の SNS を通じた広告

《図3:ジェネリック医薬品普及啓発ポスター(令和元年 11 月作成)》



### ③軽減額通知の対象者の拡大

協会けんぽでは、軽減額通知により、新薬(先発医薬品)をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合のお薬代の軽減可能額を、ご本人に通知しています。(図4:サンプル)

これまで、通知対象者は18歳以上(年度初めの時点での年齢)の加入者としていましたが、次回、令和2年2月に通知する軽減額通知は対象年齢を引き下げ、15歳以上の加入者に拡大して通知します。

これは、全国の多くの市町村において、15歳の年度末に乳幼児医療費助成が終了するため、ジェネリック医薬品の切り替えにつながりやすいと考え、実施するものです。

ジェネリック医薬品への切り替えをご希望いただく場合は、医師または薬剤師に、軽減額通知を持参してご相談いただくことで、スムーズに切り替えができます。

《図4:ジェネリック医薬品軽減額通知のサンプル》

## ジェネリック医薬品を使ってみませんか?

あなたに処方されたお薬をジェネリック医薬品に変更した際の軽減額を裏面に記載しています。

### 〈裏面のお知らせの見方〉

見本

お問合せ番号: XXXX-XXXX-XXXX

ジェネリック医薬品をお使いいただくとお薬代を減らすことができます

**1** 平成31年 4月 に処方されたお薬のうち、以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

処方年月	お薬名	お薬代 (1月分)	ジェネリック医薬品に変更することで軽減できるお薬代
04	〇〇〇〇錠10 10mg	5,690	2,710~
	〇〇〇〇〇点眼液(0.1%)	1,850	1,130~
04	〇〇〇〇テープ100mg	870	260~
	〇〇〇〇テープ40mg	2,490	820~
	〇〇〇〇テープ20mg 7cm×1.0cm	1,230	430~
<b>4 合計</b>		12,130	<b>2</b> 5,350~

**2** お薬代の軽減可能額  
5,350 円~

**1 処方年月**  
この月に処方されたお薬で、軽減可能額の試算を行っています。

**2 お薬代の軽減可能額**  
ジェネリック医薬品に変更することで軽減できる1か月のお薬代の目安です。  
※お薬代以外の診察等に要する費用は含まれていません。

**3 お薬名**  
軽減できるお薬代が高いものを最大で8種類記載しています。

**4 お薬代**  
ジェネリック医薬品に変更する前の1か月のお薬代です。  
※お薬代のみを記載していますので、お支払いになった金額とは異なります。

**5 注意事項**

**Q. 具体的なジェネリック医薬品の名前が書いていないのはなぜ?**

**A. 1つの先発医薬品に対し、複数のジェネリック医薬品が存在する場合があるため、この「お知らせ」には具体的なジェネリック医薬品名を記載していません。具体的なお薬については、かかりつけの医療機関または薬局でご相談ください。**

この「お知らせ」は、ジェネリック医薬品への変更をご検討いただく際の参考としてお送りしているものであり、必ずしもジェネリック医薬品に切り替えなければならないものではありません。

**【注意事項】必ずお読みください。**

- 処方されたお薬によっては複数のジェネリック医薬品が存在するため、この「お知らせ」に記載している金額と異なる場合があります。この「お知らせ」に記載された金額は目安としてご利用ください。
- 医師はお薬代のみを対象としています。医師に医療機関や薬局へお支払になる金額には、お薬代以外の診察や調剤等に要する費用が含まれています。
- この「お知らせ」は医療機関・薬局からのお送りデータに基づいて作成しています。軽減できる金額の大きいものから順に表示しており、多くのお薬を処方されている場合、記載されないこともあります。
- ジェネリック医薬品に変更するためには医療機関が作成した処方せんが必要となります。
- 処方できる数量(効能)が異なる場合や、併用しているお薬によっては、ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。また、全ての先発医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。